洲浜　繁達	島根県議会議員	繁栄会
田中　茂	参議院議員	国際国家日本研究会
長島　忠美	衆議院議員	防災研究会
福代　秀洋	出雲市議会議員	島根新産業研究会
保坂　展人	世田谷区長	市民教育経済研究会
三日月大造	滋賀県知事	キラリ会
村岡　敏英	衆議院議員	秋英会

○総務省告示第二百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年七月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
梅沢　重雄	参議院議員	梅沢しげお全国後援会	山梨県甲斐市宇津谷四五	梅沢　重雄	二六、五、八
久米英一郎	衆議院議員	久米英一郎後援会	神奈川県横浜市栄区桂台西一―一〇―一三	久米英一郎	二六、三、二四
富岡由紀夫	参議院議員	富岡由紀夫後援会	群馬県高崎市中尾町二〇二―五	富岡由紀夫	二六、六、二
森山　健一	島根県議会議員	出雲経済振興会	島根県出雲市駅南町三―一四―六	森山　健一	二六、四、二八
矢口　健一	参議院議員	矢口健一政経懇話会	茨城県つくば市研究学園Ｄ七街区一一	矢口　健一	二六、三、三一
山崎　誠	衆議院議員	山崎誠政策研究所	神奈川県横浜市青葉区青葉台一―二四―一	山崎　誠	二六、二、二八
若狭　勝	参議院議員	若狭勝後援会	東京都足立区青井三―七―一九	若狭　勝	二六、二、二七

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
藤巻　幸夫	参議院議員	藤巻幸夫後援会	東京都千代田区平河町一―九―八	二六、三、二八

備考　藤巻幸夫後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は藤巻幸夫である。

○経済産業省告示第百六十二号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十六年七月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

平成二十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られる。経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業・小規模事業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（以下「官公需法」という。）第二条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会を確保することは極めて重要である。また、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業・小規模事業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

こうした認識の下、国等（官公需法第二条第二項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第三条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。また、国等としても、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進することとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、本年四月一日に税率が八％に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を受け入れるとともに、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

第一　中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成二十六年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

1　東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。

（一）官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

（二）適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

（三）地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

（四）適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。